子育て健康部　健康課

令和６年１２月定例会　厚生文教委員会

「第３期健康いこま２１（案）に係るパブリックコメントの実施について」
の説明資料

資料１　第３期健康いこま２１（案）の概要

資料２　第３期健康いこま２１（案）

資料３　パブリックコメント実施に係るチラシ

資料１

第３期健康いこま２１（案）

【　概　要　】

１．計画策定の背景・趣旨

我が国では、医学の進歩や生活環境の向上により、平均寿命が世界有数の水準を維持していますが、生活習慣や食習慣の変化に伴う生活習慣病の増加、高齢化の急速な進展、さらには認知機能や身体機能の低下による要介護者の増加など、健康に関わる問題が多様化しています。

国においては 2024（令和６）年３月に「健康日本 21（第三次）」が策定され、「誰一人取り残さない健康づくり」を掲げ、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けた取組が推進されています。

このような状況を踏まえ、国や奈良県の方針と整合を図りつつ、市民が健康で元気な生活を長く続けられるまちづくりを更に推進するために、「第３期健康いこま 21（以下、「本計画」という。）」を策定します。

２．計画の位置づけ・計画期間

本計画は、市民の健康を支える仕組みの構築を中心とした健康づくり指針として、健康増進法第８条第２項の規定に基づく「市町村健康増進計画」として策定するものです。

また、本計画は、国、奈良県の方針・目標を勘案しつつ、本市の上位計画である「生駒市総合計画」との調和が保たれた計画とし、本市の医療・保健・福祉など、他の関連する計画と一体的な整合を図ります。

計画期間は 2025（令和７）年度から 2036（令和 18）年度までの 12 年間とします。なお、目標の達成状況や社会情勢の変化を見据え、６年間で中間見直しを行うこととします。

３．策定体制

計画の策定にあたり、市民の食や健康づくりに関する実態把握を行うため、市民（乳幼児の保護者、小学５年生、中高生、成人）を対象としたアンケート調査やオンラインによる意見募集、さらに関係団体、庁内担当課へのヒアリングを実施し、把握した実態や意見を参考に、学識経験者や各関係団体の代表者、関係行政機関の職員、公募市民など、幅広い関係者で構成される生駒市健康増進策定懇話会及び健康部会において計画内容に対する助言、意見等をいただきました。

４．基本理念

みんな笑顔で　つながる　ひろがる　健康づくりの輪

市民一人ひとりの健康づくりを後押しし、個人の健康づくりの取組が周囲を巻き込むことで、市全体に健康づくりの輪が広がっていき、市民がいつまでも笑顔で健やかに暮らせるまちを目指し、本計画の基本理念としました。

５．基本目標

健康寿命の延伸　～みんなのウェルビーイングを目指して～

基本理念を実現するために、基本目標を『健康寿命の延伸』と位置づけ、市民一人ひとりが健康で充実した暮らしができる期間の延伸を目指します。最終的に、市民全員のウェルビーイング※を目指して地域や企業、様々な関係機関等と連携・協働し取組を推進します。

※ウェルビーイング：身体的、精神的に健康な状態であるだけでなく、社会的にも良好で満たされている状態にあることを意味する概念で、幸福という意味も内包し、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な健康・幸福を含むものをいう。

6．基本方針

基本理念及び基本目標の実現のため、３つの基本方針を設定し、『個人の行動と健康状態の改善』に加え、『社会環境の質の向上』に取り組み、一生を通した健康づくりの観点から、『ライフコースアプローチ※を踏まえた健康づくり』を行います。

※妊娠期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのことです。

Ⅰ　個人の行動と健康状態の改善

健康寿命の延伸のためには、個人の行動と健康状態の改善は重要な要素であり、取り組むべき課題として７つの分野（①栄養・食生活、②身体活動・運動・スポーツ、③睡眠・休養、④喫煙、⑤飲酒、⑥歯・口腔、⑦健康診査と健康管理）にまとめ、それぞれの分野ごとに取組と目標を設定しました。

Ⅱ　社会環境の質の向上

市民の健康づくりには、個人の行動と健康状態の改善だけでなく、個人の健康を支える社会的な環境を改善することも重要です。

社会環境の質を高めるための取組を３つの分野（⑧社会とのつながり･こころの健康の維持及び向上、⑨自然に健康になれる環境づくり、⑩誰もが健康づくりにアクセスできる環境の整備）にまとめ、それぞれの分野ごとに市や地域の取組を設定しました。

Ⅲ　ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり・それぞれの役割ごとの取組

計画では、各年代の特性に合わせて、一人ひとりが自分に合った健康づくりに取り組めるように、ライフステージごとに取組を整理し、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを提案しています。また、市民や地域、行政など役割ごとにも取組を整理し、役割ごとの健康づくりの取組や取組例の提案を行っています。
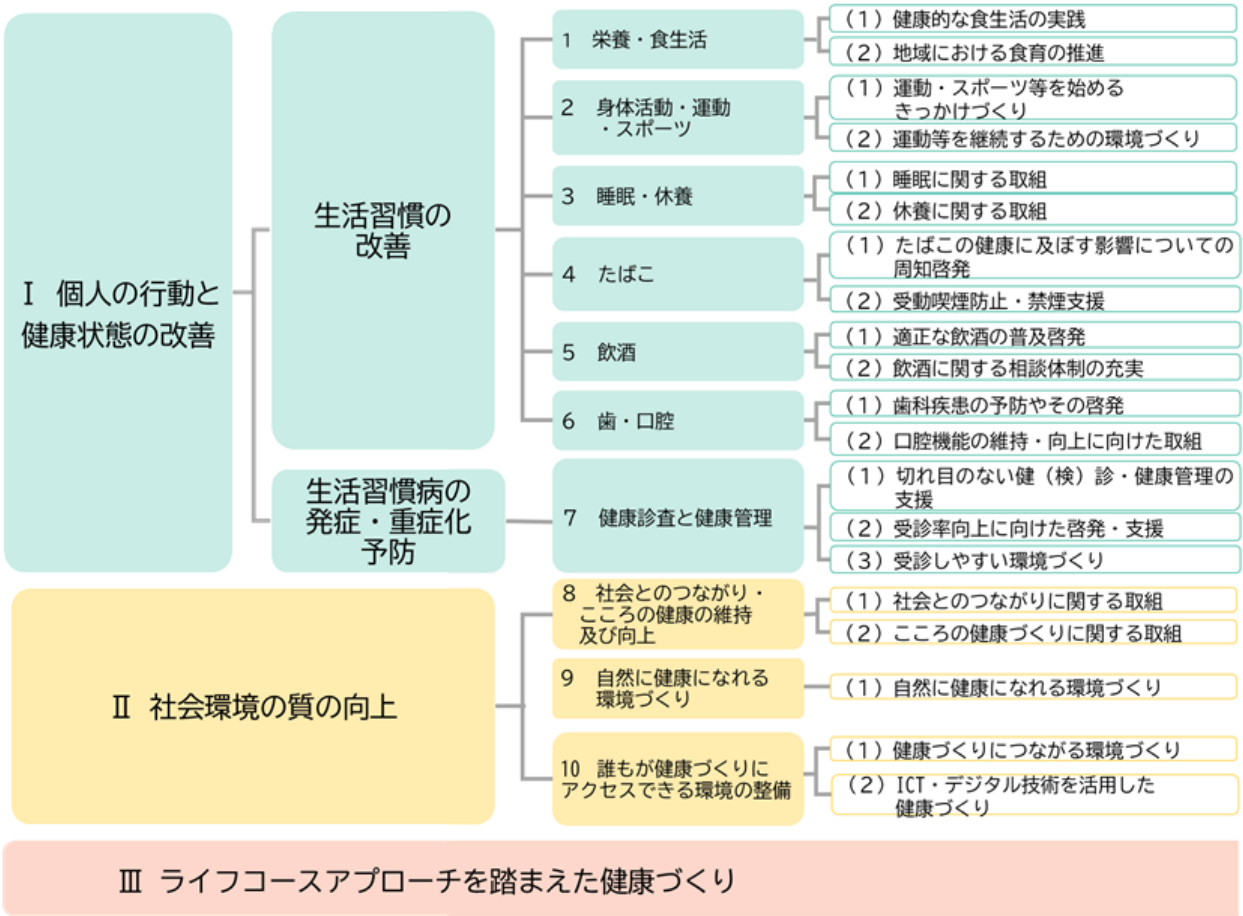
7．施策体系図